

出店申込書

記入日 年 月 日

大阪モノレールサービス株式会社 宛
裏面の出店同意書を確認し、同意したうえで署名押印いたします。

商号

(フリガナ)

代表者氏名

印

同意書の内容に同意したので以下の内容で申し込みます。

フリガナ		フリガナ	
会社名		屋号	
インボイス登録番号	T-		
フリガナ		フリガナ	
食品衛生責任者		販売員	
フリガナ		フリガナ	
販売員		販売員	
住所 ※請求書の送付先をご記入ください	〒		
メールアドレス			
TEL		FAX	
出店場所	大阪モノレール 万博記念公園駅イベント広場他コンコース		
出店希望日 ※出店する日付に○をつけてください。	2025年 9月 27日(土)、28日(日) 2025年 10月 25日(土)、26日(日) 2025年 11月 1日(土)、2日(日)、3日(月・祝)、8日(土)、9日(日) 11月 22日(土)、23日(日)、24日(月・祝) 2026年 3月 20日(金・祝)、21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)		
出店内容			
販売品目	露店販売物		物販販売物
その他	提出書類	・食品営業許可証 ・食品衛生責任者の証明書 ・賠償責任保険の加入証書 ※いずれも写しをご提出ください	
	使用機材		電気容量
	持込備品		
	180cm×45cmの長机1本を用意しています ※椅子はご持参ください		
		はい・いいえ	
	弊社でのテント設営、撤収を希望しますか。	※はいを選択された場合はブース使用料5,500円(税込)が発生します。	

出店同意書

出店者注意事項

1. 販売場所等、催事物販に使用する箇所は常に清潔に保持し、適宜清掃すること。また、販売にあたり発生したゴミは持ち帰ってください。
2. 駐車場所は、近隣の有料駐車場等を利用してください。
3. 搬入・搬出にはエレベーターを使用すること（エスカレーターは使用しない）。使用にあたっては、モノレール利用者を優先してください。
4. 店舗営業料として①売上高（消費税込み）の15%と②ブース使用料5,500円（消費税込み）を大阪モノレールサービス(株)の請求により支払うこと。ただし、②ブース使用料5,500円（消費税込み）については自店舗の設営、撤収を実施いただける場合は免除させていただきます。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

誓約事項

1. 出店にあたり、いかなる時も周囲への安全に十分留意すること。万が一、利用者にけが等を負わせた場合は、一切の責任を取り、速やかに主催者へ報告してください。
2. 出店にあたり、食品衛生に十分注意すること。保健所への申請等については個人の責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を取ってください。（主催者では責任を負いません。）
3. ガスや灯油等の火気は使用しないでください。また、煙（水蒸気含む）を発生させる可能性のある場合は、当社へ発生理由やその他対策について事前に出店申込書にて申告を行ってください。
4. 使用する電気機器は、事前に大阪モノレールサービス(株)に許可を受けること。また、指定されたコンセント以外は使用しないでください。
5. 建物・備品等を破損・汚損した場合は、出店者が実費にて損害を賠償してください。
6. 事件、事故、クレームを発生させた場合は、当社スタッフへ報告をするとともに、出店者が全て責任を持って誠実に対応してください。特に、モノレールの運行に支障をきたす可能性のある事案（漏電・火災報知器作動など）やお客さまに重大な影響を及ぼす事案（負傷など）は、当社スタッフへ速やかに報告を行うとともにその指示に従い、責任を持って対応してください。
7. 天気象状況の悪化および走行環境の不良など主催者の責に帰すべからざる事由により、イベントが中止になった場合、または内容に変更があった場合、さらにイベント参加に支障が生じた場合においても、主催者に対してその責任を追及しません。また、参加のために要した諸経費の支払い請求を一切行いません。
8. 記載事項以外についても、大阪モノレールサービス(株)より指示があった場合、その指示に従ってください。
9. 出店決定後の出店キャンセルは原則お受けできません。ただし、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合には3 日前までに主催者へ通知してください。なお、キャンセルに際してはキャンセル料をお支払いいただく場合もございます。
10. 貴社との取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員
 - （3）暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者
 - （4）暴力団準構成員
 - （5）暴力団関係企業
 - （6）総会屋
 - （7）社会運動等標榜ゴロ
 - （8）特殊知能暴力集団
 - （9）その他前各号に準ずるもの
 - （10）次のいずれかに該当する関係にあるもの
 - ① 前各号に掲げる者が経営を支配していると認められること。
 - ② 前各号に掲げる者が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ④ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が前各号に掲げる者と社会的に非難され

るべき関係を有すると認められること。

11. 上記10.記載事項の確認のために調査が実施される場合は常に協力し、貴社から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。
12. 自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

以上